

## **第3部**

**計画策定に当たって**



# 1 計画の進行管理と評価

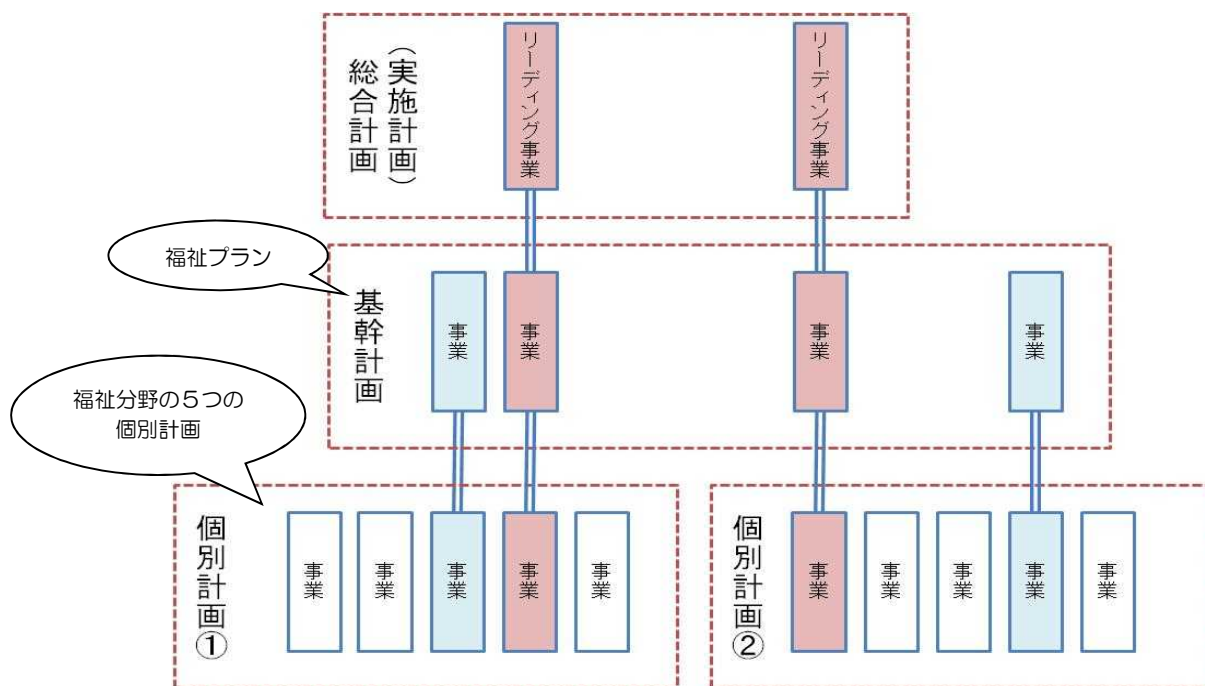
## 高齢者保健福祉計画の進行管理

### 1 総合計画におけるリーディング事業と福祉プランにおける重要事業の関係性

リーディング事業とは、総合計画の前期実施計画の期間である2015年度（平成27年度）から2022年度の8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業をいい、各基幹計画、各個別計画でそれぞれ定める事業の中でも特に重要な事業と共通するものとなっています。

福祉分野の期間計画である福祉プランの各個別計画の定める重要事業については、福祉プランの「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という将来像（理念）に照らして、適切に事業が行われているか評価を行います。

#### ●リーディング事業の位置づけのイメージ（総合計画から抜粋）



※実施計画における「リーディング事業」と基幹計画・個別計画における「事業」は、呼称は異なりますが同じ内容です。

※基幹計画・個別計画における「事業」は、計画によっては「取り組み」「施策」などと言う場合があります。

●総合計画におけるリーディング事業の目標

①『地域包括ケアシステム推進事業』

<p><b>課題</b></p>	<p>急速な高齢化に伴い、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進していく必要があります。また、要介護認定者が利用する入所施設や、居住系サービス利用の需要は、今後ますます増加していくものと想定されるため、的確な施設や事業所の数を確保していく必要があります。</p>	
<p><b>取り組み</b></p>	<p>地域の課題の把握と社会資源の発掘に努め、明らかになった個々の課題については、対応策を検討していきます。介護サービスや生活支援等、地域包括支援センターの機能強化を図り、適切な対応策を決定・実行していくというように、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてシステムを構築していきます。</p>	
<p><b>目標【2022年度】</b></p>		<p><b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b></p>
<p>地域包括ケアシステムの中心的役割を果たす地域包括支援センターを1か所増設し3か所とする。</p>	<p>2か所</p>	
<p><b>目標【2022年度】</b></p>		<p><b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b></p>
<p>小規模多機能型居宅介護事業所が3か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が1か所で行われている。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所 1か所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 0か所</p>	

## ②『介護予防・日常生活支援総合事業』

課題	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が急速に増加し、特に軽度者を中心に生活支援ニーズの高まる中、給付に馴染まない多様な生活支援サービスが、地域で多様な主体により提供される体制の整備が必要です。また、高齢者が自宅に閉じこもらずに地域の中で役割を有することで、介護予防と生きがいにつながるものであり、地域での社会参加の場が確保されることが重要です。
取り組み	要支援者の全国一律のサービス内容であった訪問介護、通所介護については、介護事業所による既存のサービスに加え、多様な主体によるサービスが提供され、利用者がサービスを選択できるようにします。利用者のニーズに合った多様な生活支援サービスが提供できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を社会福祉協議会に委託します。
<b>目標【2022年度】</b>	<b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b>
元気な高齢者（65歳以上の要介護・要支援者認定を受けていない者の割合）が83パーセント以上になっている。	80.4パーセント

●福祉プランにおける重要事業の目標

①『介護予防普及啓発事業』

課題	自立健康者への応援と寝たきりゼロ運動を推進し、介護サービスを受けない高齢者を支援する必要があります。	
取り組み	ズシップ連合会に委託し、高齢者が自ら主体となり、日常生活の基本ともいえる筋力強化による運動奨励教室等を開催します。	
	目標【2022年度】	現状【2013年度（平成25年度）末】
	「元気な高齢者」の割合が83パーセント以上になっている。	80.4パーセント

②『認知症地域支援推進事業』

課題	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する必要があります。	
取り組み	認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポーターを養成していきます。	
	目標【2022年度】	現状【2013年度（平成25年度）末】
	認知症サポーターが3,000人になっている。	1,000人

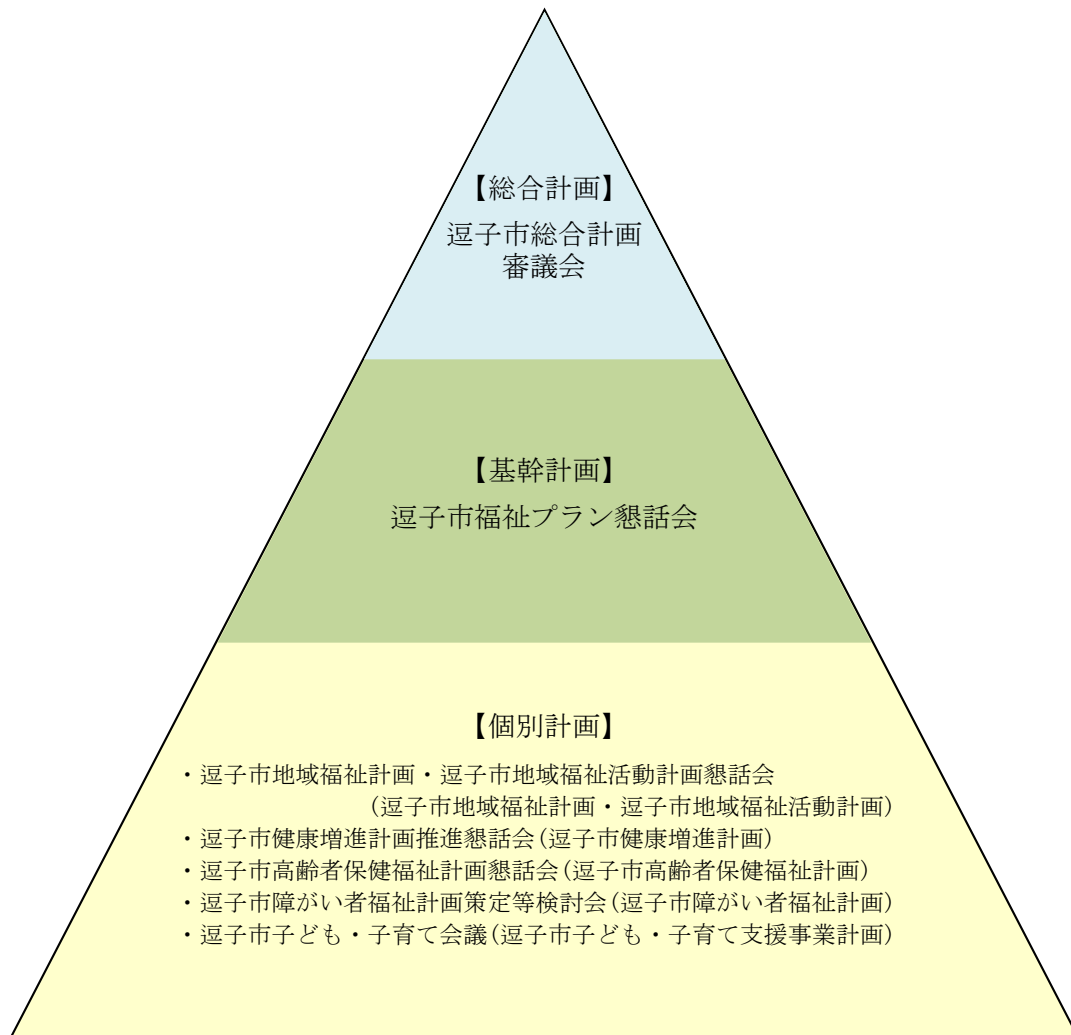
③『高齢者の生きがいと健康づくり推進事業』

課題	高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、高齢者の人生を豊かにしていきます。	
取り組み	教養講座等を開催し、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会をつくれます。	
	目標【2022年度】	現状【2013年度（平成25年度）末】
	「元気な高齢者」の割合が83パーセント以上になっている。	80.4パーセント

## 2 進行管理体制

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・各個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していきます。高齢者保健福祉計画の事業は、個別計画の懇話会、基幹計画は「逗子市福祉プラン懇話会」における意見聴取を経て、総合計画は「逗子市総合計画審議会」が進行を管理します。

### ●進行管理体制のイメージ図



## 3 本計画の進行管理

高齢者保健福祉計画については、公募による市民、介護保険サービスの関係者、公共的団体の推薦を受けた者、関係行政機関の職員、学識経験者等で構成される「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」(以下「計画懇話会」という。)において施策の進捗状況等を把握し、毎年度評価を行います。また、3年ごとに見直しを行います。

## 2 計画策定に当たって

### 1 高齢者保健福祉計画懇話会の開催

計画策定に当たっては、計画懇話会に報告し、意見をいただきました。

### 2 実態調査の実施

2015（平成27）年3月に策定した現行の「逗子市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）」の見直しに当たり、高齢者等の実状や各種事業の現状と課題を把握し、制度改正を反映した次期プランを策定するために、2016～2017（平成28～29）年度の間に各種アンケートを実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

#### ●アンケート調査の概要（※回収票より白紙等を除いたもの）

##### 【日常生活圏域ニーズ調査】

種別	調査対象及び抽出方法	調査期間	配布数	回収率	有効回収票数※
一般高齢者	2017(平成29)年現在、市内に住所を持ち、市内にお住いの65歳以上の方(要支援・要介護認定を受けている方を除く)	2017(平成29)年7月20日～8月14日	4,986名	75.5%	3,764名

##### 【要介護認定者等実態調査】

種別	調査対象及び抽出方法	調査期間	配布数	回収率	有効回収票数※
要介護認定者等	2016(平成28)年11月1日現在で要支援・要介護認定を受けている方から、要介護(支援)度別層化比例・無作為法により抽出	2016(平成28)年11月25日～12月20日	600名	60.3%	362名
介護者	要介護認定者等個別調査票を送付した方の介護者	〃	600名	45.5%	273名
サービス提供事業所調査	【逗子市】すべての介護保険事業所(ただし、居宅療養管理指導のみ提供している事業所は除く) 【鎌倉市、横須賀市、葉山町、横浜市金沢区】 2016(平成28)年7月～9月に給付実績のある事業所	〃	261事業所	59.4%	155事業所



介護支援専門員 (ケアマネジャー)	【逗子市、鎌倉市、横須賀市、葉山町、横浜市金沢区】 居宅：逗子市介護保険被保険者の担当をしているケアマネジャー 施設：逗子市介護保険被保険者が入所している施設のケアマネジャー	〃	居宅： 62事業所 148名 施設： 49事業所 126名 計274名	61.0%	167名
----------------------	---	---	---	-------	------

## 【在宅介護実態調査】

種別	調査対象及び抽出方法	調査期間	配布数	回収率	有効回収票数※
在宅の要介護認定者等	在宅で生活している要支援・要介護者のうち、調査期間に「要支援・要介護認定の更新申請又は区分変更申請」を行った方で、市認定調査員による認定調査を受ける方から抽出（医療機関に入院している方、又は施設に入所・入居している方を除く）。	2016(平成28)年12月16日～ 2017(平成29)年3月31日	193名	100.0%	193名

## 3 パブリック・コメント（市民意見募集）

計画策定に当たっては、計画策定の経過を市民に報告するとともに、逗子市高齢者保健福祉計画の素案を市民に公開し、意見募集を行いました。

パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

## ●パブリックコメントの実施概要

意見募集期間	2017(平成29)年12月15日(金)から2018(平成30)年1月19日(金)まで
閲覧場所	高齢介護課、高齢者センター、情報政策課情報公関係、図書館、逗子アリーナ、文化プラザホール、市民交流センター、体験学習施設、小坪小学校区コミュニティセンター、沼間小学校区コミュニティセンター、逗子市ホームページ
意見提出方法	任意の書式に「逗子市高齢者保健福祉計画素案に対する意見」と明記し、住所、氏名、意見を記載のうえ、高齢介護課へ持参、郵送(2018(平成30)年1月19日必着)、ファックス、Eメール(添付ファイル不可)又はホームページ意見送信フォームにより、直接高齢介護課へ提出。
意見の提出件数	23件

## ●市民説明会の実施概要

日時	2017(平成29)年12月16日(土)14時から15時
場所	市役所5階第2・3会議室
内容	逗子市高齢者保健福祉計画の素案について(説明及び質疑応答)
参加者	5名

## 3 パブリックコメントで提出された意見の反映状況

### 1 パブリックコメントの実施結果

実施期間：2017(平成29)年12月15日から2018(平成30)年1月19日まで

総意見数：23件（2通。うち、窓口1通、ホームページ意見送信フォーム1通）

#### ●採否の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正したもの	4件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	10件
■	意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	6件
▲	その他素案とは直接関係しないが、今後参考としていくもの	3件

### 2 提出された意見及びその採否

提出された意見とその対応は以下のとおりです。

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
1	第1部 総論 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント	全世代・全対象型地域包括支援体制縦割りの隙間をどう埋めていくか。当事者は、窓口をまわってその都度説明するのは、負担だし、「伝言ゲーム」が起ころ。「窓口の総合相談」は、2021まで。 地域包括ケア・生活困窮・その他。家族の在り方や地域社会が変わってきている。 引きこもり(青年期以降)、8050、老障介護、支援拒否、若年性認知症、がん患者の就労や地域生活、高次能機能障害、医療ケア児など。	○	全世代が「我が事・丸ごと」として主体的にとらえる地域共生社会を推進していくに当たり、関係所管及び関係機関と連携した支援体制の構築をすすめていきます。地域福祉計画及び他の関連する個別計画の見直し時に、連動的に検討をしていきます。(P48)
2	同上	「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現は、高齢者を含めた逗子市全体のめざす方向性であり、高齢者保健福祉計画においても、高齢者分野でどのように目指すのかを明記するべきではないのか。 その際に、高齢者支援を在宅を基盤に、要介護状態の重度化を予防するとりくみが求められ、それには、主たる介護者である家族が支援も不可欠である。 また、8050問題のようにニーズが複合的な場合もあり、介護以外の課題に気づく視点が、身近な圏域の専門職や	□	高齢者分野で目指す方向性は、本計画での基本理念及び目標(P47～49)に明記しています。 総合事業や認知症施策を推進し、高齢者のみならず、地域の多様な生活課題の解決に向けて取り組む中核として、地域包括支援センターの機能強化を進めていきます。 また現在、地域包括支援センターを中心に、「地域ケア会議」を開催し地域課題への取り組みを行なっています。住民自治協議会などの多様な関係機関との協働も行なっており、今後も連携や協働を推進していく予定です

		<p>その所属する組織に求められる。つまり、できれば、地域包括支援センターが高齢者介護のみに専門的な視点を持つのではなく、地域福祉の視点を持ちニーズキャッチを行い、連携を図る体制を整えることが必要。</p> <p>しかし、現実的に、地域包括支援センターがそのような機能を持つことが難しければ、市が整備を進めている小学校区ごとの住民協を基盤に、体制整備を進める必要がある(逗子小はどうするか?)。</p> <p>そのための、研修や職員配置を増やすための計画が必要ではないか。</p>	<p>す。</p>
<p>3</p>	<p>第1部 総論 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成</p>	<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」については、現実的にB型の整備が急がれると思う。先送りすると、2025年に何億という予算が必要になる。その前に、住民協ごとにニーズ調査を行い、1日安全に過ごしてくれれば大丈夫、という人がどのくらいいるか把握する。そういう人は、介護保険サービスではなく、新サービスで対応が可能では。</p> <p>ヘルパーも、生活のために来ないとダメな人には来てもらう必要があるが、生活支援であれば、ヘルパーでなくても大丈夫という人は、大体3~4割程度と予測される。そうした新しいサービスに移れる人を、5地区に分けてマッピングして落としていくと、大体1地区に7~10人前後。では、その10人の人が週1回安心して過ごしてもらえる居場所を拠点整備し、予防のためのプログラムをやらしてもらえないか。7~8人を週1回、多少お金が出ますよ、プログラムは生活支援コーディネーターがお手伝いしますよ、お金もいくばくか出ますよ、とすれば、「やっても良い」という住民が出てくるのでは。そして、1週間1回10人が過ごせれば良いところができる。それを推進するのが生活支援コーディネーターとはっきりさせて、早く移行させることが求められる。</p> <p>そこに、地域共生社会として、子育てが来ても、障害が来ても、というプラスアルファは自由とする(現在、久木のサロンなどで、世代間交流も実施されている)。そうしたニーズに基づいて、ここの地区には要支援1~2がこれだけいて、移行できそうで、どういうプログラムを作れば良いかを住民と話し合いながら作っていく目標を作れば、生活支援コーディネーターが何をしなければならぬかはっきりしていく。いた</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業における、訪問型・通所型サービスの住民主体による支援(B型)は、本計画期間中に設置をする予定です。P63に計画目標を記載しています。設置に向けては、ご意見を参考にさせていただきます、生活支援コーディネーターを効果的に活用した生活支援体制の整備を行なっていきます。</p>

第3部 計画策定に当たって

		ずらに「地域づくり」とか「居場所づくり」とか言っても、絶対できない。個々の地区は6人、ここは13人、と具体的にしていくと、やらなければならないことが見えてくる。それをこの3年間で推進する体制が必要では。		
4	第1部 総論 2 逗子市の将来フレーム 2-2 基本的な考え方 (2) 基本目標	地域包括ケアシステム構築に向けて、「住まい」を起点として在宅介護・看取りを推進するならば、医療の往診機能の強化がまず必要では。医師会と合意形成、連動しないと地域包括ケアシステムは構築できない。そのプランがほしい。	<input type="checkbox"/>	在宅医療・介護連携の推進については、2013(平成25)年度から逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会、行政等で検討を進め、2017(平成29)年10月に「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」を市と葉山町共同で設置しました。今後、当相談室が中心となり医師を含む関係職種で継続的に話し合う場としての多職種連携会議や連携強化のための多職種連携研修会を行います。 また、医師会でも訪問診療・往診を行う医師の紹介等を行う「逗葉医師会在宅医療相談窓口」及び訪問診療を行う医師の意見交換と情報共有の場となる「逗葉在宅医会」を設置し、独自に往診機能の強化を図っています。 (P56)
5	第2部 各論 1 地域包括ケアシステムの構築 基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進 施策の方向性(2) 医療・介護連携の推進	地域ケア会議で課題の把握を行った後の解決に向けた流れや、どこが主体となって課題に取り組むのか明確にしてほしい。	<input type="checkbox"/>	P56に記載のとおり、地域ケア会議は、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターが中心となって、課題の把握や支援方法について関係機関と連携して行っており、今後も開催を推進していきます。
6	① 地域包括ケアシステム推進事業	社会基盤の整備とは、具体的にどのようなことをイメージしているのかわからない。	<input type="radio"/>	ここで示している社会基盤とは、地域包括ケアという医療や介護サービス、生活支援サービス、それを担う人材のことを指しています。 (P56)
7	同 上 ② 在宅医療・介護連携推進事業	「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」というものが関係事業所にまだまだ知られていない様に思う。もっと周知を広げてほしい。介護事業所にとって期待できるものになってほしい。	<input type="checkbox"/>	これまで、案内チラシの作成、介護事業所等への訪問、市広報への掲載などによる周知を行っています。ご意見のとおり、今後は多職種連携会議や研修会等を通じ、周知を広げるとともに、介護事業所とのさらなる連携を図っていきます。 (P56)
8		介護保険利用者や事業所に関わる相談が多いと考えるが、高齢介護課との連携は重要と考えます。	<input type="checkbox"/>	ご意見のとおり、引き続き連携していきます。 (P56)
9	第2部 各論 1 地域包括ケアシステムの構築 基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進 施策の方向性(3) 高齢者と介護者の在宅生活の支援	生活コーディネーターの役割や、具体的な活動内容を教えてほしい。多様な主体によるサービスの創設ということだが、地域の課題を検討する地域ケア会議の頻度で足りるとは思えない。他の方法でも同時に取り組む様な仕組みもあっていいようにおもう。また、地域ケア会議で抽出された課題を解決	<input checked="" type="checkbox"/>	生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備のための、地域資源の開発やネットワークの構築、生活ニーズとのマッチングを行いません。 地域ケア会議の頻度は、検討内容のテーマによっても増減すると考えられるため、生活支援コーディネーターの

	①生活支援体制整備事業	に向けるためには会議後の取り組みが重要と考える。生活コーディネーターだけでできることではないと思う。地域住民や事業者にも声をかけ一緒に行うことを考えてほしい。		みならず、住民や介護サービス事業者等と協働して検討していきます。
10	同上 ②ひとり暮らし高齢者訪問事業	一年に二回程度の訪問とあるが、それだけで高齢者の生活状況や身体状況の変化は把握できないと思う。施策の方向性(4)①「一人暮らし高齢者実態把握事業」の民生委員によるひとり暮らし高齢者の状況確認と安否確認との連携はできるのか？	■	ひとり暮らし高齢者訪問事業は、1年に2回の頻度の訪問ですが、別途、民生委員・児童委員の「高齢者実態把握事業」や地域包括支援センターによる随時訪問及び市ケースワーカーによる訪問も必要に応じて実施しております。各事業の連携については、毎月1回「独居高齢者等情報交換会」を開催し、情報共有に努めています。
11	第2部 各論 1 地域包括ケアシステムの構築 基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進 (4)地域共生社会の推進 ①ひとり暮らし高齢者実態把握事業	民生委員の活動と(3)②「ひとり暮らし高齢者訪問事業」や他の住民主体の事業所との連携なども積極的にできることが介護予防や早期発見につながると思う。	■	民生委員・児童委員の活動との連携は、各地区民生委員児童委員協議会の毎月開催される会議に各地域包括支援センターも出席し、情報共有等の連携に努めています。住民主体の事業所との連携は、今後検討を行っていきます。
12	同上 ③社会福祉協議会との連携・協働	地域福祉を図ることが目的のことだが、地域福祉とは地域の住民との活動の中に生まれた地道な信頼関係づくりがあつてこそだと思う。時間と手間のかかる作業を「持ち味」と考えている。発揮できる様支援していただきたい。社会福祉課の捉える「持ち味」を聞かせてほしい。	□	本市は安心生活サポート事業を、社会福祉協議会(以下、「社協」と共に実施していました。現在は社協の事業として継続しています。事業創設後8年を経過した中で、お互いさまの認識が浸透し、地域住民が地域の課題を自らの課題と捉える風土が醸成されつつあるのは、社協がその特性を発揮し、地域に根付いた活動を地道に進めてきた結果であると考えています。このような社協との一体的な事業推進は、本市にとっての強味であり、持ち味でもあると考えています。今後も地域福祉推進に欠かせないパートナーとして連携・協力していきます。(P60)
13	同上 ④民生委員・児童委員	(3)②「ひとり暮らし高齢者訪問事業」や(4)①「一人暮らし高齢者実態把握事業」と同様同じ様な内容の事業と考えるが、自由な連携の形ができ役割分担が広がり負担が偏らない様に取り組んでほしい。	□	民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働省から委嘱され、自らが地域住民であるからこそ把握できる、困りごとを抱える等の地域住民情報を、行政や関係機関へ繋ぐ役割を担っています。「高齢者実態把握事業」は、民生委員児童委員協議会が受託し、支援が必要な高齢者等の見守り活動と共に実施しているものです。今後もその役割が十分に発揮できるよう、活動環境の整備を支援してい

第3部 計画策定に当たって

				ます。 (P61)
14	第2部 各論 基本目標2 自立支援・重度化防止 に向けた取り組み (1)介護予防・日常生活 支援総合事業の推 進 ①介護予防・生活支援 サービス事業	予防・悪化の防止の目的に対し、緩和 の基準がどう作用するかを事業所の責 任と捉えず、一緒に検証する必要があ ると考える。人材に関しても不足してい るのは明確で、市内高齢者の実態を 数字などで捉えている市が必要な人 員数や育成等の計画を明らかにして ほしい。担い手不足の問題を事業所 責任とされては困る。	■	総合事業の多様なサービスの設置 は、住民の生活ニーズを把握し、地 域の実情に応じたものを設置する必 要があります。 人材不足については、社会福祉協議 会で介護職員初任者研修を実施して いるところではありますが、市やサー ビス事業者が連携して行なう育成方 法の実施体制を今後具体的に検討し ていきます。
15	同上 ②一般介護予防事業	(3)地域介護予防活動支援事業 具体的に高齢者サロンのことと考 えて良いか？「年齢に分け隔てなく」と かいてあるが65歳未満でも良いとい うことか？	▲	原則65歳以上の者全員を対象とし ていますが、サロンの取り組みの内 容によって、対象者を限定している 場合があります。
16		補助金の要件がサロン運営者(住 民主体)の使いやすい形となってい ない様に感じる。参加者の人数や開 催時間数、補助金の使用用途の制限 等、運営者側の意見なども取り入れ ることにより持続可能なサロンにな ると考える。	▲	地域介護予防活動支援事業は、国 の示している地域支援事業実施要 綱に基づいて、補助要件を設定して います。地域の実情に応じた内容と していくために、ニーズを把握し、 情報交換会などで意見を聴取した うえで、今後の在り方について検討 します。
17	同上 ④男性の健康料理教 室	料理教室参加者より発展させ男性 のサロン運営参加につなげてほし い。総合事業の生活支援サービスに も重要な協力者になれると考える。	■	参加者で他者との交流を求め る方も多く、教室卒業後は自主 的な料理グループを作り、数年 活動を続ける方もいます。今 後、地域の情報を幅広く参加 者へ伝えることで、サロンの 運営参加につなげられる可能 性があると考えます。
18	同上 ⑤食生活改善推進員 養成講座	食生活改善推進員がどのような 場面で活躍できるのかわから ないと希望する人が増える とは思えない。参加者の目 標値が三倍以上になっている が周知の工夫は具体的に計 画されているのか。	○	食生活改善推進員は、市で 実施する食に関する様々な 教室で講師として活躍する 他、自らが主体となって地 域住民を対象に料理教室を 開催するなど、地域に根差 した幅広い活動を行っています。 今後は、担い手になり得る 方が参加する市事業や関連 団体での活動等を通して、 より多くの方に食生活改善 推進員の存在を知ってもら い、希望者を増やしてい きたいと考えます。また、 養成講座の日数や内容を 見直し、より参加しやす い環境を整備します。この ため、目標値についても 見直しました。 (P66)

19	第2部 各論 基本目標2 自立支援・重度化防止 に向けた取り組み (2)生きがい・社会参加 の促進 ①生きがい推進事業	市内公衆浴場が一軒しかなく、居住地域によって偏りがある。地域ごとにこのような交流の場を検討する必要があると思う。空き家などの利用を検討してはどうか。	▲	空き家などの個人資産の運用については、所有者や主にその親族の意向が優先されることから、今後の検討課題とさせていただきます。
20	同上 ④福祉バス運行事業	高齢者センター利用者だけではなく買い物支援に使えないか。また、高齢者サロン拠点等に停留所をもうけることはできないか。	■	福祉バスは、関東運輸局へ道路運送法第43条第1項に規定する特定旅客自動車運送事業の免許を取得し、運営しています。特定旅客の許可は、何らかの方法で特定される者に対して、特定される場所の送迎に限られるもので、複数の場所を自由に乗り降りすることができません。自由に乗り降りするためには、一般旅客自動車運送事業の免許が必要ですが、既存の公共交通を圧迫又は競合するような許可はされません。 ご意見にあるような事業を実施するためには、別の仕組みを検討しなければならず、当該事業へは反映できませんが、今後検討を行っていきます。
21	第2部 各論 基本目標3 高齢者の尊厳を支える 取り組みの推進 (1)認知症施策の総合的な推進 ①認知症総合支援事業	(1)認知症初期集中支援推進事業総合事業、高齢者サロンなどが展開される中で、初期の認知症の方々の支援は専門職につながると考えるが、認知症集中支援チームの働きがわからない。	□	認知症初期集中支援チームは、認知症症状が疑われる者に対して、訪問、観察、評価、家族支援等の初期支援を包括的、集中的に行ないます。 (P71)
22	第2部 各論 基本目標4 介護保険サービスの基盤強化 (1)介護保険サービスの充実・強化 ①居宅(介護予防)サービス	認定者数の推移から、必要なサービス量を確保するとのことだが具体的な目標人数や確保の具体案はあるのか。	□	各サービスの給付見込み及び利用人数の推計については、素案P86～95に記載しています。 推計については、地域包括ケア「見える化」システムにより、過去の実績に基づいて算出しています。
23	第2部 各論 基本目標4 介護保険サービスの基盤強化 (2)市町村特別給付の実施 ①市町村特別給付事業	どれだけの対象者がいて利用されているのか。NPO等移動サービスに補助金事業として委託し、特別給付事業対象者へのサービスを担ってもらうことではいけないのか。通院など希望時間も重なる場合が多く、十分に利用希望に応えられているのか。	□	年度別の利用実績については、P89に利用者数、P95に給付実績を記載しております。 ご意見につきましては、今後検討を行っていきます。

